

個人情報保護委員会（第166回）議事概要

- 1 日時：令和3年2月19日（金）14：30～15：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、山澄参事官、
片岡参事官、濱口参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について
(不適正利用の禁止・利用停止等)

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「不適正利用あるいは利用停止等請求の要件については、個人情報保護法があらゆる分野の事業者を適用対象とするものであり、また、個人情報の取扱いも多種多様であることを踏まえると、最終的には個別具体的にケースバイケースで判断すべきものとする。そのような中で、事業者の予測可能性を高める方法として、あらかじめ具体例を示すことが現実的な対応になるのではないかと考える」旨の発言があった。

藤原委員から「取得の段階と異なり、個人情報の利用方法については、利用目的による制限がある。つまり現行法上、あらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用するというものであった。あらかじめ特定した利用目的というのは、言わば手続的な規律であり、実質的な観点までは含まれていなかった。今回の法改正により、適正か否かという実質的な観点からも規律が設けられた。事業者との関係については、これを機に、事業者の皆様にも自社の個人情報の利用の実態を改めて把握し、当該利用が、情報主体である本人との関係で社会通念上、消費者の立場から適正と言えるか点検いただいた方が良いのではないかとと思う。

また、利用停止等の代替措置として、市販の名簿で回収等に多額の費用を要する場合、現行法でも名簿の増刷時の訂正の約束などがあった。資料に損害賠償とあるが、常に損害賠償を求めるというものでもないと思うため、損害賠償もあり得るという意味での記載と解してよいか確認したい」旨の発言があった。これに対し事務局から「そのように理解している」という旨述べた。

中村委員から「保有個人データの利用停止等については、従来から相談ダイヤルやタウンミーティング等において、消費者から不満や意見が寄せられ、『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱』に対するパブ

リックコメントにおいても、消費者側からの要望が強かった論点の一つであった。このことを踏まえ、改正法では個人の権利の範囲を広げる観点から、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和した。本日は示された利用停止等に関するガイドラインの方向性は、より広く本人の関与を認めることで本人の権利利益の保護を強化する、という法改正の趣旨に沿って考え方や要件を明確化したものであるが、事業者が正当な事業活動を行う状況にも配慮したものとなっている。事業者の方々には、改正法の趣旨を踏まえ、本人からの保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求には積極的に対応を行っていただくことを期待している。委員会としても、新たな制度の趣旨や考え方が十分伝わるよう、消費者、事業者などに対し様々な機会や媒体を通じて周知・広報を行っていくことが重要であると考え」旨の発言があった。

丹野委員長から「第 164 回委員会では、ガイドライン等の整備に向けた論点の 1 番目として、認定個人情報団体制度について議論を行った。本日は、ガイドライン等の整備の論点の 2 番目として、不適正利用の禁止と利用停止等の 2 つの論点について議論を行ったが、両論点とも多方面からの関心が非常に高いものであると承知している。本日の議論も踏まえて、引き続き、議論を深めてまいりたい」旨の発言があった。

以上